

鴨川市給食費第3子以降無償化規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第5号

鴨川市給食費第3子以降無償化規則の一部を改正する規則

鴨川市給食費第3子以降無償化規則（令和4年鴨川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。